

敷地外緑地等に関するガイドライン

平成23年3月10日
神奈川県商工労働局
産業部産業立地課

工場立地法運用例規集2-2-3②（工場立地法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準）の運用にあたっては、地域の実情に応じて、敷地外緑地等の工場敷地からの距離その他の事項について基準（ガイドライン）を定め、判断を行うこととしています。

本ガイドラインは、本県において、敷地外緑地等が認められる場合やその判断基準の考え方を示すものです。（なお、本ガイドラインは、県内市町村が、地域の実情に応じ、個別にガイドラインを策定することを妨げるものではありません。）

敷地外緑地等が認められる場合

次の①から③の各要件をすべて満たす場合には、敷地外緑地等が認められ、勧告しないことができる。〔運用例規集2-2-3②〕

- ① 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない場合であること。
- ② 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされていること。
- ③ 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。

要件の判断基準

1 適用される工場について

現に設置されている特定工場、又は、現に設置されている工場で特定工場の要件を満たさないものが、増改築等で新たに特定工場となる工場であって、工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（平成12年神奈川県条例第63号）別表に定める「第2種区域（※）」に設置されているもの。

※ 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域

2 緑地等を当該工場の敷地内に確保できないと認められる場合について

工場が立地する同一敷地内に未利用部分（※）がない。

※ 未利用部分とは、現在、生産施設・緑地・環境施設・その他（駐車場、倉庫等）に利用されておらず、将来も利用する可能性がない部分とする。

3 敷地外の土地に整備される緑地等について

(1) 敷地外の範囲

認められる範囲については、3 (5) を参照

(2) 敷地外緑地等の規模及び形態

緑地については、工場立地法施行規則第3条及び工場立地に関する準則第2条ただし書きで規定されるものと同様の規模及び形態であること。

(3) 自社所有の土地以外への緑地等の整備

借地への緑地等整備や、協定に基づく公有地への緑地等整備についても、その継続性を判断した上で容認する。

(4) 実質的に緑地等に係る準則が満たされていると認められる場合

以下の算式により求められる緑地面積率及び環境施設面積率が工場立地法の準則を充足していること。

$$\text{緑地面積率} = \frac{\text{工場の敷地内緑地面積} + \text{敷地外緑地面積} (\ast)}{\text{工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地の敷地面積} (\ast)}$$

$$\text{環境施設面積率} = \frac{\text{工場の敷地内環境施設面積} + \text{敷地外環境施設面積} (\ast)}{\text{工場の敷地面積} + \text{敷地外環境施設の敷地面積} (\ast)}$$

※ 緑地面積率及び環境施設面積率を算定する際は、敷地外緑地等が設置された敷地の敷地面積を敷地全体に含めるものとする。

(5) 周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合

敷地外緑地等が工場の立地する市町村内に整備される場合は、当該敷地外緑地等の整備は当該工場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認める。

なお、敷地外緑地等が上記の範囲外に整備される場合は、生活環境保持への寄与の有無を案件ごとに個別に判断するものとする。